

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

令和5年度決算を令和6年9月遠賀町議会定例会に報告し、認定されました健全化判断比率等の概要をお知らせします。

これは、平成19年6月制定の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくものです。

なお、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率のうち、いずれかの比率が「早期健全化基準」以上となった場合には「財政健全化計画」を策定し、「財政再生基準」以上となった場合には「財政再生計画」を定めなければいけません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければいけません。

現在、遠賀町の財政は、健全化判断比率、資金不足比率ともに基準を下回っており、健全な状態であるといえます。

◆健全化判断比率

指標の概要	一般会計等の実質赤字の比率	全ての会計の実質赤字の比率	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的負債を捉えた比率
令和5年度	—	—	7.0%	—
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	斜線

※ 収支が黒字の場合は、— 表示

◆資金不足比率（公営企業会計の資金不足比率）

	下水道事業	経営健全化基準
令和5年度	—	20%

※ 資金不足が生じない場合は、— 表示